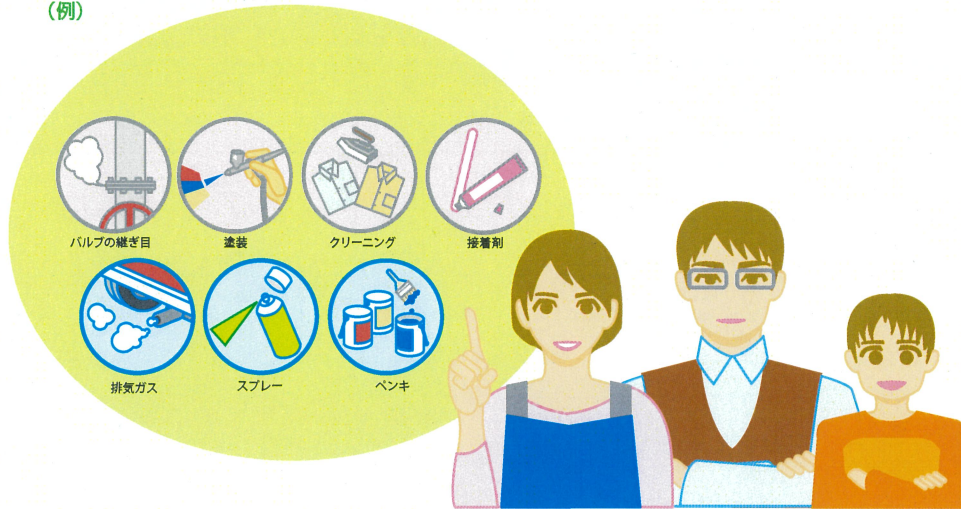


「化学物質は、どこから、どれだけ環境に出ているのだろうか？」 PRTRでそれを知ることができます。

■化学物質を排出するもの (例)



私たちの生活と化学物質

私たちの身の回りには、金属や化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活になくてはならないものになっています。これらの製品やその原材料を作る際にも、使う際にも、さらにはそれらの製品が廃棄物となったものを処理する際にも、さまざまな化学物質が大気や水、土壌といった環境へ排出されています。

化学物質は、どこから、どれだけ環境に排出されているのだろうか？

それでは、化学物質はどこから、どれだけ環境に排出されているのでしょうか。

これまで、人の健康や生活環境に被害をもたらすような有害な化学物質の排出については、法律によって規制が行われてきました。

しかし、化学物質の中には、動物実験などで有害な性質がわかったとしても、それが環境へ排出されたときに人の健康や生態系にどのような影響を及ぼすのか、まだよく分かっていないものが少なくありません。

また、化学物質を取り扱う事業活動を行っていても、保管タンクやパイプの継ぎ目からの漏れ、あるいは塗装中の溶剤の蒸発などについて、化学物質を環境に排出しているという考えはしてきていませんでした。

そのため、どんな化学物質がどこからどれだけ大気や水域などに排出されているのか、ということに答えられるだけの情報は、事業者も行政も持っていませんでした。

その情報を把握するための仕組みがPRTRです。

PRTRとは？

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)の略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

「化学物質をしっかりと管理して、環境問題が起きないようにしよう。」

PRTRはさまざまな効果が期待できる仕組みです。

PRTRは化学物質の管理の改善と環境の保全上の支障を未然に防止するための仕組みです

- 事業者は、環境への排出が規制されている化学物質を含め、さまざまな化学物質について、環境への排出口に限らないさまざまな箇所からの排出量を自ら把握し、行政に届け出ることになります。そのような把握を通じて、また、同業他社等のデータと比較することにより、化学物質の自主的な管理の改善を進めることができ、ムダな排出を抑え、原材料の節約などを行えます。
- 国や地方公共団体は、PRTRのデータを環境保全施策、化学物質管理施策の基礎的なデータとして用いることができます。例えば、化学物質対策の優先づけや対策の進捗状況の把握に、また国や地域レベルでの環境リスクの評価などに活用することができます。
- 国民は、化学物質の排出の現状や環境リスクに関する理解を深め、行政や事業者が有する情報の提供を求めたり、自ら有害性のある化学物質の使用を削減したりすることもできます。

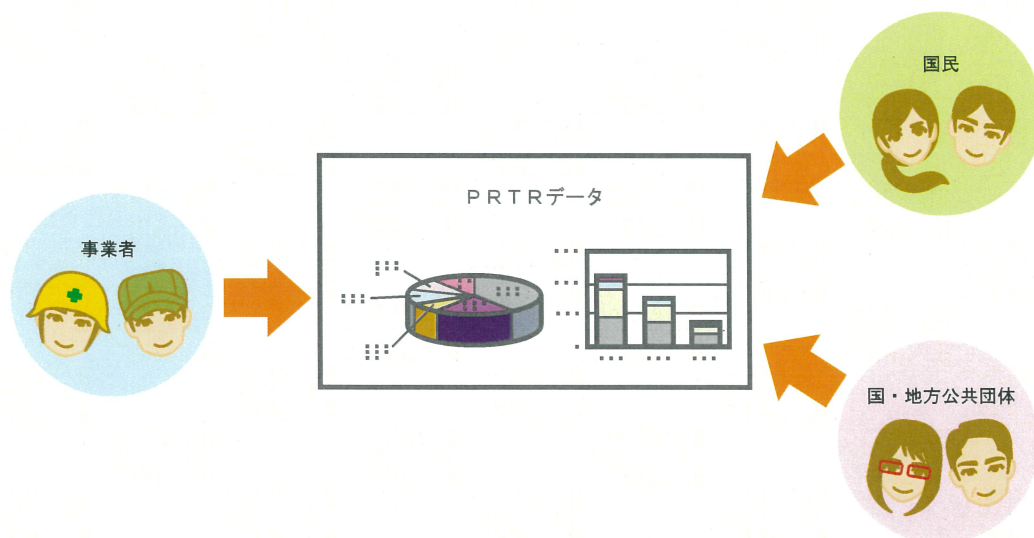
このように、PRTRは、事業者や行政はもちろんのこと、国民のみなさんにも役に立つ情報やその活用の方途を提供してくれます。

■ PRTRのデータをどう読むか

PRTRで公表される物質名や排出量を見て、人の健康や生態系への影響を心配する方がいらっしゃるかもしれませんが、排出量の多さだけで問題があるかどうかは一概には言えません。

環境に存在している化学物質が人の健康や生態系に悪影響を与える状況にあるかどうかは、PRTRで得られる排出量のデータに加え、環境中の存在状況、環境中での分解性や挙動、物質固有の有害性など、さまざまなデータを併せて解析する必要があります。

PRTRのデータを利用しながら、化学物質による環境リスクの評価を進めるとともに、化学物質の性質やその管理について、さらに科学的知見を充実したり、理解を深めていくことも重要です。



日本のPRTR制度は このようになっています。

日本では、環境省が平成9年から一部の地域でパイロット事業を実施してきました。また、産業界でも、経済産業省の支援を受けつつ、自主的な排出量の調査等の取り組みが進められてきました。

こういった経験を踏まえ、経済産業省と環境省はPRTR制度を盛り込んだ法律案を作りました。国会での審議の結果、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、化管法）が、平成11年7月に公布、平成12年3月に施行されました。平成13年度以降、事業者による排出量等の把握・届出がなされており、平成24年3月にはその集計結果と届出外排出量の推計結果をあわせて公表しました。（法施行後10回目）

法律の目的

化学物質排出把握管理促進法は、有害性のおそれのあるさまざまな化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されました。

PRTR 制度の概要

● PRTRの対象となる化学物質

この法律は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の性状を有する化学物質を対象としています。具体的には、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」として462物質、第一種ほどは存在していないと見込まれる「第二種指定化学物質」として100物質が政令で指定されています。*
これらのうち、PRTRの対象は、第一種指定化学物質とそれを含む製品です。

*平成20年11月の化管法施行令（政令）の改正により第一種指定化学物質は354から462物質、第二種指定化学物質は81から100物質となりました。詳しくは16～19ページを御覧ください。

● PRTRの対象となる事業者

PRTRの対象となる化学物質を製造したり、原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や、環境へ排出することが見込まれる事業者のうち、一定の業種や要件に該当するものが対象となり、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届出が義務付けられています。業種や要件（対象化学物質の取扱量や常用雇用者数など）は、対象化学物質と同様、政令で指定されています。

● 事業者による化学物質の管理の改善の促進

事業者は、国が定める技術的な指針（化学物質管理指針）に留意しつつ、化学物質の管理を改善・強化します。また、その環境への排出や管理の状況などについて関係者によく理解してもらえよう努めます。

● PRTRによる排出量などのデータの届出、集計、公表

- (1) 対象事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量とを事業所ごとに把握（国が手法を示します）し、都道府県を経由して、国に届け出ます。（ただし、秘密情報にあたると思われる物質についての情報は国に直接届け出ます。秘密情報であるか否かは審査基準に基づき国で判断されます。）
- (2) 国は、届け出されたデータを、秘密情報を保護しながら、コンピュータ処理が可能なように電子ファイル化し、物質別、業種別、地域別などに集計し、公表します。
- (3) 国は、家庭、農地、自動車などからの排出量を推計して集計し、(2)の結果と併せて公表します。
- (4) 国は、請求があれば、電子ファイル化された個別事業所ごとの情報を開示します。また、経済産業省と環境省のホームページ上での公表も併せて行っています。（11ページ参照）
- (5) 電子ファイル化された情報は、国から都道府県に提供されます。都道府県は地域のニーズに応じて、独自に集計、公表することができます。

● 国による調査の実施

国は、PRTRの集計結果などを踏まえて、環境モニタリング調査や、人の健康や生態系への影響についての調査を行います。

4 PRTRデータのフロー

対象事業者からの排出量等の届出を受け、
国は集計・公表を行います。

1 PRTRとは

2 PRTRの概要

3 PRTR制度の概要

4 PRTRのデータフロー

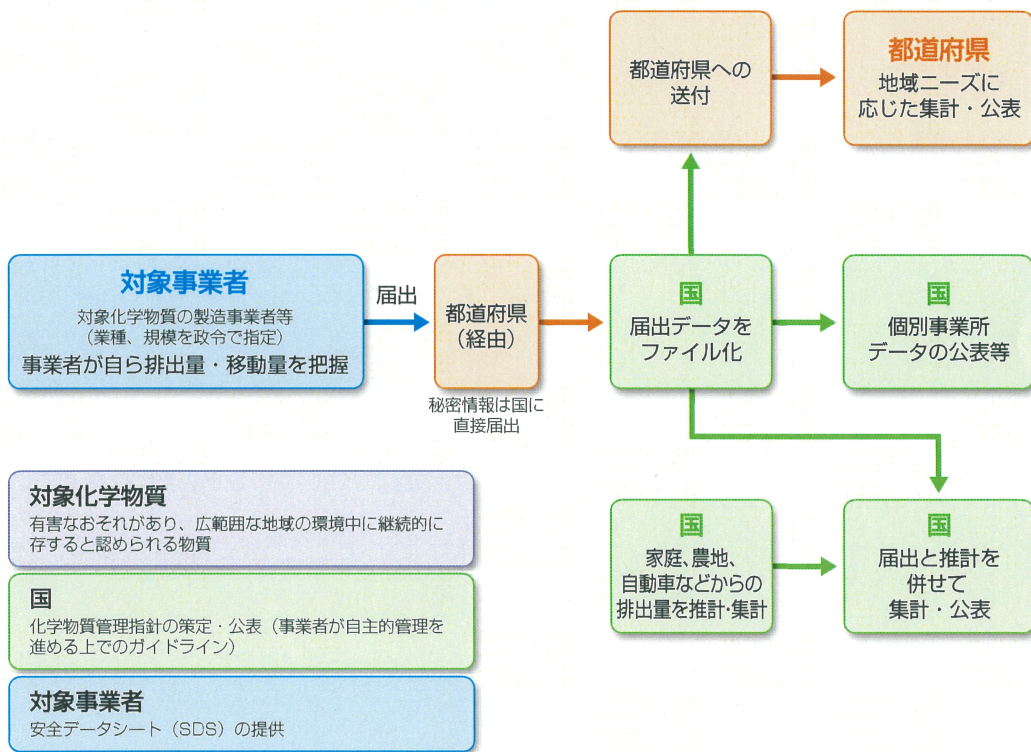
5 PRTRの届出対象となる事業者

6 届出対象事業者の方へ

7 PRTRでわかること

8 平成22年度PRTRデータ公表結果の概要

PRTRデータのフロー



化学物質排出把握管理促進法では、
さらに国や地方公共団体が支援措置に
努めるよう定めています。

- ①化学物質の有害性などの科学的知見の充実
- ②化学物質の有害性などのデータベースの整備と利用の促進
- ③事業者に対する技術的な助言
- ④化学物質の排出や管理の状況などについての国民理解の増進
- ⑤ ③や④のための人材育成

安全データシート (SDS: Safety Data Sheet)

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その性状、取扱い方法を知っておく必要があります。安全データシート(SDS)とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。化学物質排出把握管理促進法では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む製品について、このSDSを提供することが義務化されています。詳しくは、経済産業省のホームページ(裏表紙を参照)を御覧ください。

このような事業者の方がPRTRの届出を行う必要があります。

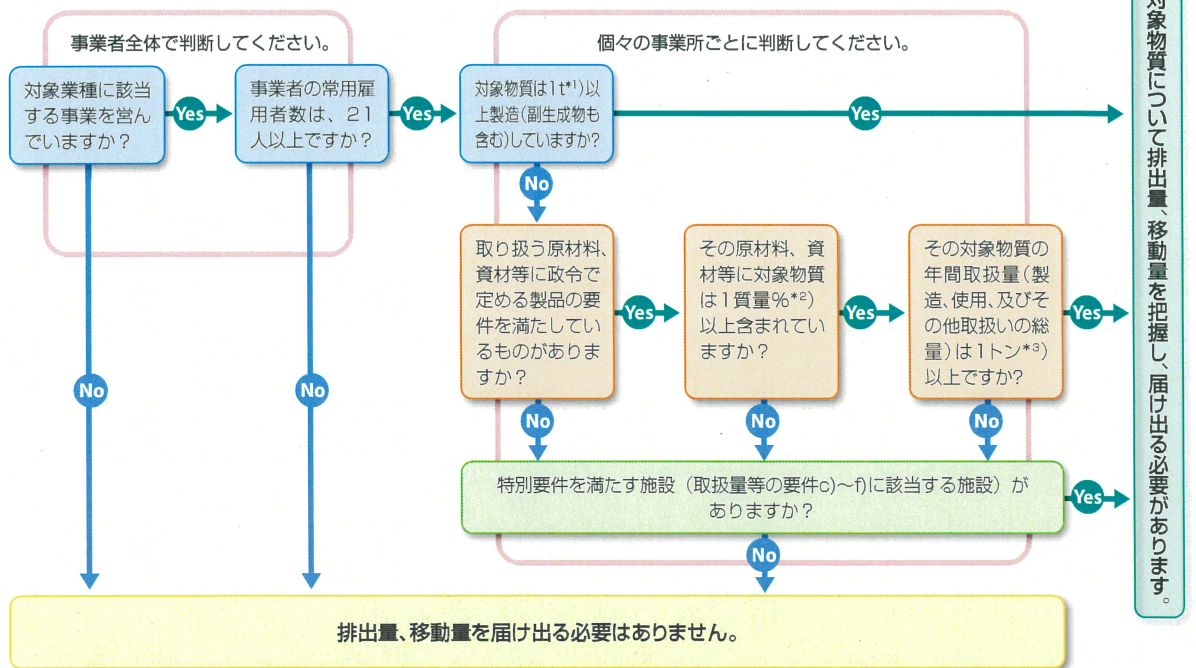
対象となる事業者の要件

対象化学物質の排出量・移動量を届け出なければならない事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）は、以下の①～③の3つの要件をすべて満たす事業者です。

- ①対象業種…次ページに示す24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
- ②従業員数…常用雇用者数21人以上の事業者
- ③取扱量等…次のうちいずれかに該当すること
 - a) いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者（対象物質の中には化合物の中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素等の量で判断するものもあります。）(下のb)についても同じ)
 - b) いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5t以上である事業所を有する事業者
 - c) 金属鉱業または原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設を設置している事業者
 - d) 下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
 - e) ごみ処分量または産業廃棄物処分量（特別管理産業廃棄物処分量を含む。）を営み、一般廃棄物処理施設または産業廃棄物処理施設を設置している事業者
 - f) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置している事業者

具体的には下のフロー図に従って排出量・移動量の届出の必要があるかどうかを判断してください。

■ 判定フロー



*1 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.5トン *2 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.1質量% *3 政令で定める特定第一種指定化学物質…0.5トン



平成22年度把握・平成23年度届出分から対象化学物質、対象業種が変わりました！*
 化管法施行令の改正により、PRTR制度の届出対象化学物質、対象業種が変更になりました（第一種指定化学物質→462物質に変更、対象業種→医療業が追加）。

対象化学物質について*

届出の対象となる「第一種指定化学物質」は全部で462物質あり、そのうち、届出対象となる要件（取扱量及び製品中の含有率）が異なる「特定第一種指定化学物質」は15物質あります。これら対象化学物質の名称等につきましては、16～19ページを参照してください。

対象業種について*

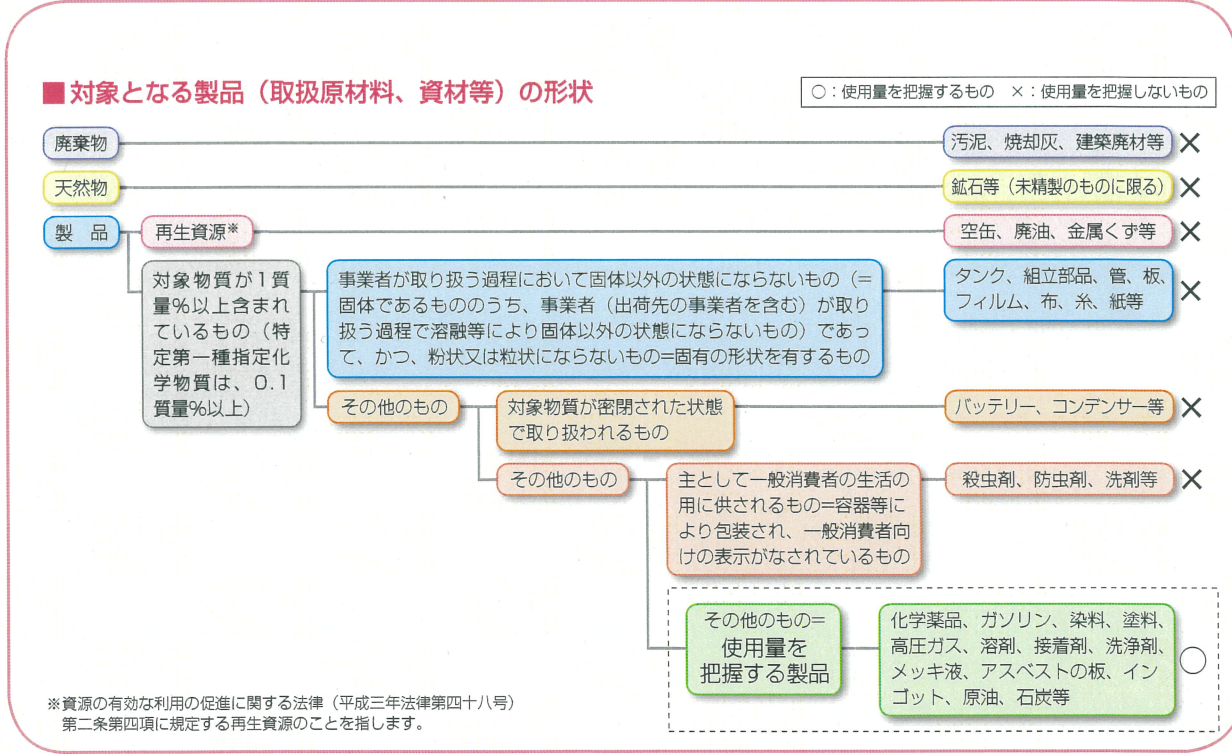
対象となる事業者の要件のうち対象業種は右に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

年間取扱量の把握対象となる製品

年間取扱量を把握する際には、事業所で取り扱う製品（取扱原材料、資材等）のうち下の一番右の欄に○がついている製品に含まれる（特定）第一種指定化学物質の量を合計します。

- 金属鉱業
- 原油・天然ガス鉱業
- 製造業(全業種)
 - ・食料品製造業
 - ・飲料たばこ・飼料製造業
 - ・繊維工業
 - ・衣服・その他の繊維製品製造業
 - ・木材・木製品製造業
 - ・家具・装備品製造業
 - ・パルプ・紙・紙加工品製造業
 - ・出版・印刷・同関連産業
 - ・化学工業
 - ・石油製品・石炭製品製造業
 - ・プラスチック製品製造業
 - ・ゴム製品製造業
 - ・なめし革・同製品・毛皮製造業
 - ・窯業・土石製品製造業
 - ・鉄鋼業
 - ・非鉄金属製造業
 - ・金属製品製造業
 - ・一般機械器具製造業
 - ・電気機械器具製造業
 - ・輸送用機械器具製造業
 - ・精密機械器具製造業
 - ・武器製造業
 - ・その他の製造業
- 電気業
- ガス業
- 熱供給業
- 下水道業
- 鉄道業
- 倉庫業
 （農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵する場合に限る。）
- 石油卸売業
- 鉄スクラップ卸売業
 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）
- 自動車卸売業
 （自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）
- 燃料小売業
- 洗濯業
- 写真業
- 自動車整備業
- 機械修理業
- 商品検査業
- 計量証明業
 （一般計量証明業を除く。）
- ごみ処分量
- 産業廃棄物処分量
 （特別管理産業廃棄物処分量を含む。）
- 医療業
- 高等教育機関
 （付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）
- 自然科学研究所

注）公務は、その行う業務の外形に着目して業種の種類を行い、結果として分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象と整理。



排出量・移動量を把握し、翌年度の4月1日から 6月30日*までに届出書を提出してください。

*平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)までを届出期間とします。

排出量・移動量の把握

6ページの「判定フロー図」に従い、届出の要否を判定して、届出が必要な場合は、排出量・移動量を把握(算出)してください。

●算出の方法

次の方法により排出量・移動量を算出してください。この際、物質群として指定されている第一種指定化学物質については、当該元素(例えば、無機シアン化合物についてはシアン)量に換算した量を第一種指定化学物質の排出量・移動量とし、ダイオキシン類については、TEQ換算量(2,3,7,8-ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量)を第一種指定化学物質の排出量・移動量とします。

- ① 物質収支を用いる方法：製造量、使用量等の取扱量の合計と、製品としての搬出量や廃棄物に含まれての移動量等との差により算出する方法
- ② 実測値を用いる方法：排出物に含まれる量や濃度の測定値に基づき算出する方法
- ③ 排出係数を用いる方法：製造量、使用量その他の取扱量に関する数値と、その取扱量と排出量との関係を的確に示すと認められる数式(排出係数あるいは排出原単位)との積により算出する方法
- ④ 物性値を用いる方法：蒸気圧、溶解度等の物理化学的性状に関する数値の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合において、その数値と排ガス量又は排水量とを用いて算出する方法
- ⑤ その他の的確に算出できると認められる方法：①～④のほか、経験式、経験値等の利用により排出量が的確に算出できると認められる場合は、その方法

※具体的な算出方法については、「PRTR 排出量等算出マニュアル」又は経済産業省・環境省のホームページを御参照ください。

●排出量の区分

排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握してください。

- ① 大気への排出
- ② 公共用水域への排出
- ③ 当該事業所における土壌への排出(埋立処分によるものを除く)
- ④ 当該事業所における埋立処分

●移動量の区分

移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握してください。

- ① 下水道への移動
- ② 当該事業所の外への移動(①によるものを除く)

届 出

上記に基づき把握を行った排出量・移動量について、把握を行った翌年度の4月1日から6月30日まで(平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)まで)の間に、届出書を提出してください。

ご注意ください

平成23年度届出分から届出内容が追加されました！

化管法省令の改正により、届出書様式第一の届出内容に「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加されました。また、二次元コードを記載できるようになりました。

●届出事項

次の事項を定められた様式により届け出てください。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③事業所において常時使用される従業員の数
- ④事業所において行われる事業が属する業種
- ⑤排出量・移動量を把握した第一種指定化学物質の名称並びに把握した区分ごとの排出量・移動量

●届出書の作成・提出方法及び提出書類

届出書の作成・提出方法は、次の3つの方法から選ぶことができます。

- ①書面
- ②磁気ディスク（フロッピーディスク、CD-R等）
- ③電子情報処理組織（インターネット又はダイヤルアップによる電子届出）

届出書の記入方法等については、経済産業省・環境省ホームページ（裏表紙参照）に掲載の「PRTR届出の手引き」や「PRTR排出量等算出マニュアル」を御覧ください。

なお、同ホームページには、届出書（届出用ファイル）を作成するための支援プログラムやPRTR排出量等算出システムも掲載されていますので、こちらも御利用ください。

●届出先（書面・磁気ディスクによる届出の場合）

届出書は、届出対象事業所が所在する都道府県のPRTR担当窓口へ提出していただきます。実際の届出先については、都道府県によって出先機関、政令指定都市等としている場合がありますので15ページの担当窓口にお問い合わせください。

届出書のあて先は、事業所において行われる事業を所管する大臣となり、届出対象事業所が2種類以上の事業を行っている場合には、主たる事業を所管する大臣となります。

なお、電子届出については、右のURLを御覧ください。 <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html>

インターネットを利用した電子届出には記載誤りの低減や入力者の負担軽減を図るための機能が付加されており、その利用が推奨されます。

●届出書様式

平成23年度以降実施する届出については変更後の届出書を用いて行ってください。届出書様式は経済産業省・環境省（裏表紙参照）のホームページからダウンロードできます。次ページの記入例及び次のURLを参考にしてください。

なお、平成22年度以前の届出様式では受け付けられませんので御注意ください。

<経済産業省及び環境省の届出方法のURL>

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit.html>

環境への排出先別の集計結果や 個別事業所ごとの排出量・移動量を知ることができます。

排出量・移動量等の集計結果に関する情報

事業者から届け出られた化学物質の排出量・移動量についてのデータは、化学物質別、業種別、都道府県別などの切り口で集計されます。また、事業者から届け出られた化学物質の排出量以外の排出量については、国が次の事項ごとに算出（推計）し、集計されます。

- ①対象業種の事業者からの排出量であるが、従業員数、取扱量その他の要件を満たさないため届出対象とならないもの
- ②対象業種以外の業種の事業者からの排出量
- ③家庭からの排出量
- ④移動体（自動車、二輪車等）からの排出量

これらの集計結果は経済産業省と環境省でとりまとめ、公表を行います。（公表結果の概要は次ページを御覧ください。）

公表された集計結果は、その他関連情報とあわせて経済産業省と環境省のホームページ（裏表紙参照）に掲載しておりますので、御覧ください。

個別事業所ごとの排出量・移動量に関する情報

事業者が届け出た化学物質の排出量等に関する以下の情報についてはホームページ上で公表しています。また、開示請求を行うことにより誰でも入手することができます。（開示請求で得られる情報は、ホームページに掲載しているものと同じ情報です。）

- ①事業者（企業）、事業所（工場等）に関する情報（名称、所在地、業種等）
- ②個別事業所ごとの化学物質の排出量・移動量に関する情報
 - 化学物質の名称 ●大気への排出量 ●公共用水域への排出量及び排出先の河川等の名称 ●土壌への排出量
 - 事業所内の埋立処分量 ●下水道への移動量 ●事業所外への移動量 等

個別事業所データが公表されています。

PRTRの届出を行った個別事業所の排出量・移動量データが、開示請求しなくても閲覧、入手できます。以下のサイトを御利用ください。

経済産業省 **化学物質排出把握管理促進法**

「PRTR届出データの集計結果及び個別事業所データはこちら」
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

環境省 **PRTRインフォメーション広場**

「個別事業所のデータ」
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>

開示請求を行う場合は、「ファイル記録事項開示請求書」に請求対象等について明記のうえ、所定の手数料と併せてPRTR開示窓口に提出してください。開示請求に必要な書類や詳細な情報については、経済産業省と環境省のホームページにて御案内しております。

開示請求先・開示請求の手続方法等についてのお問い合わせ先

- ◎経済産業省製造産業局化学物質管理課
- ◎環境省環境保健部環境安全課
（裏表紙参照）

以下の各省においても、所管業種の事業所データについて開示請求を行うことができます。

- 財務省 ●文部科学省 ●厚生労働省 ●農林水産省 ●国土交通省 ●防衛省

平成22年度のPRTRデータが公表されています。

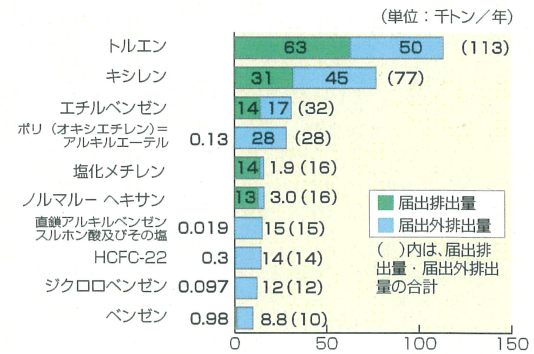
平成22年度に事業者が把握した排出量・移動量については、全国36,491の事業所から届出がありました。この届出されたデータ（以下「届出排出量」という。）に、別途推計した届出対象外の排出量（以下「届出外排出量」という。）の推計値を併せて集計し、平成24年3月13日に公表しました。PRTRデータからわかることとして、以下にその一例を示します。

どんな物質が排出されているのか

全物質の届出排出量と届出外排出量の合計は、45万トンで、環境への排出量が多かったのは、溶剤・合成原料等に用いられる①トルエン（11万トン）、②キシレン（7.7万トン）、溶剤等に用いられる③エチルベンゼン（3.2万トン）、洗浄剤・化粧品等に用いられる④ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（2.8万トン）、金属部品や電子部品の洗浄剤等に用いられる⑤塩化メチレン（1.6万トン）などとなっています。

また、物質によって排出源は様々です。

●届出排出量・届出外排出量上位10物質とその排出量

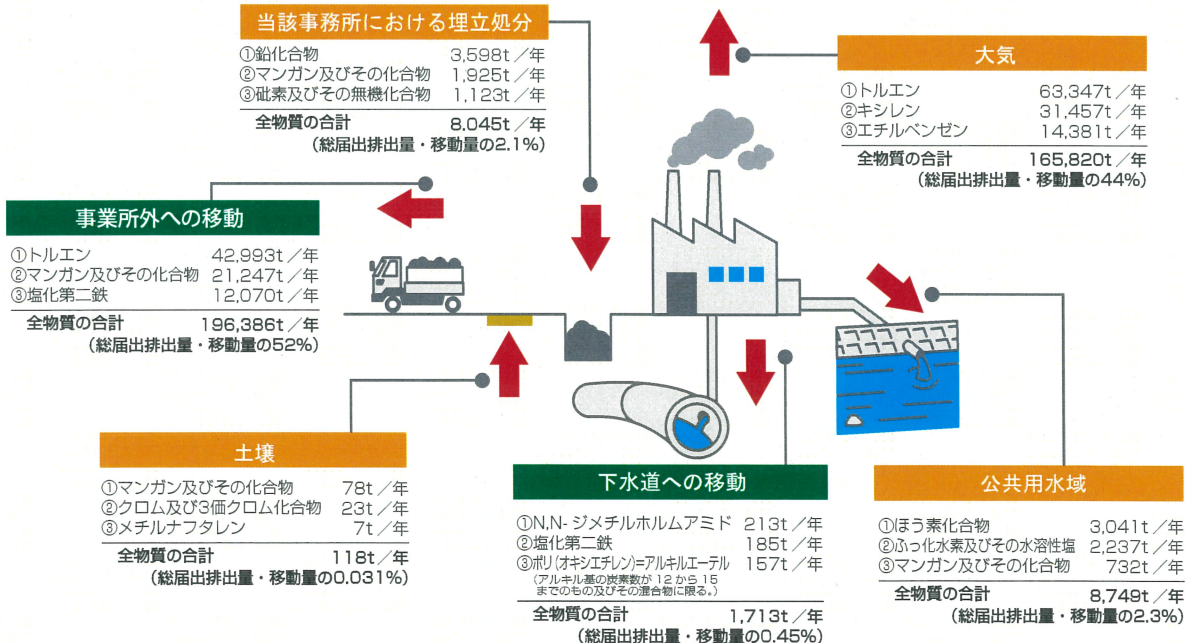


どこへ排出されているのか

事業者からの届出について、大気、水（河川等の公共用水域）、土壌などへの排出量・移動量を媒体ごとに比べると、大気への排出（全体の44%）と、事業所の外への移動（全体の52%）が特に多くなっていることがわかりました。

■化学物質の種類と排出量・移動量

(事業所からの届出のみ)



Pollutant Release and Transfer Register

届出期間は4月1日から6月30日*までです。届出はお早めをお願いします。
便利な電子届出を御利用ください。詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

*平成24年度は6月30日が土曜日のため、7月2日(月)までを届出期間とします。

PRTR についての
ご質問はこちらまで

以下のホームページでは、PRTRのさらに詳しい紹介とPRTR排出量・移動量の把握・届出方法やQ&Aなどを掲載しておりますので、御活用ください。

各都道府県等のPRTR担当窓口（担当窓口一覧参照）

経済産業省製造産業局化学物質管理課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel : 03-3501-1511 (内線3691) Fax : 03-3580-6347

E-mail : prtr-meyasubako@meti.go.jp

URL : http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.htm

PRTR 経済産業省

検索

環境省環境保健部環境安全課・PRTR担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel : 03-3581-3351 (内線6358) Fax : 03-3580-3596

E-mail : ehs@env.go.jp

URL : <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

PRTR 環境省

検索

一般的なお問い合わせ
(法の運用や解釈に関することは
含みません)

独立行政法人 製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

Tel : 03-3481-1967 Fax : 03-3481-1959

E-mail : todokede_prtr@nite.go.jp

URL : <http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

PRTR NITE

検索

一般社団法人 環境情報科学センター

〒102-0081 東京都千代田区四番町8-19

Tel : 03-3265-4000 Fax : 03-3234-5407

E-mail : info@ceis.or.jp

URL : <http://www.ceis.or.jp/>

CEIS

検索

情報提供を受け付ける窓口が設置されました。

PRTRデータの届出に関し、PRTRデータの信頼性や届出等にかかる問題について、広く国民の皆様から情報提供を受け付ける窓口として「PRTR目安箱」が設置されました。

PRTR目安箱 経済産業省

検索

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info_prtr.html

PRTR目安箱 環境省

検索

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/meyasubako/index.html>